

第8回 日本口腔衛生学会認定地域口腔保健実践者研修会開催要領

「公設だからできる？ 富山市「まちなか診療所」と行政の協働」

講師：富山市まちなか診療所 管理者 三浦 太郎 先生

【研修会概要】

歯科専門職は、医師、保健師、管理栄養士と比べて行政機関等に勤務している数が少なく、地方自治体が実施主体となっている様々な歯科口腔保健事業の実質的な担い手が、企画、運営面も含めて歯科医師会、歯科衛生士会に所属する地域の歯科医師、歯科衛生士となっている現状があります。さらに、現在、進められている地域包括ケア体制のもとでは、個々の歯科医療機関の持つ外来・訪問診療機能も含めて、市町村行政や医科医療機関、介護施設などの関係者と相互に連携しながら一体的に取り組んで行くことが求められています。

今回、講師をお願いしている三浦 太郎先生が勤務されている富山市まちなか診療所は、地域包括ケアや健康まちづくりの拠点となる富山市まちなか総合ケアセンター内に設置された機能強化型在宅療養支援診療所として、民間診療所では受入困難な患者への往診等を行っているほか、医療・介護連携を推進するための普及啓発や実習受入などの人材養成も行っておられます。

特筆すべきは、在宅医療・介護に留まらず、保健センターの保健師をはじめとした市行政職員と連携し、健康増進、感染対策、難病支援などの幅広い富山市の活動に医師としての臨床経験・知識を生かしながら積極的に関わっておられることです。

今回、三浦先生からは公設診療所としての富山市まちなか診療所の機能や取組みの実際などについてご紹介頂くと共に、行政と双方向的に協働するうえでのポイントや留意点についてお話を頂きたいと思っております。

1. 主催等

主催：一般社団法人 日本口腔衛生学会

運営：認定制度運営委員会地域口腔保健実践者認定部会

2. 開催方法

WEB 開催：オンライン（Zoom 使用）でのみご参加いただけます。

3. 日時

LIVE 配信：2025（令和 7）年 3 月 23 日（日） 10:00～11:30

見逃し配信：2025（令和 7）年 3 月 26 日（水）19:00～20:30

※見逃し配信では質疑応答はありません。

4. 申込方法・申込期間

以下の URL に接続し、必要事項をご記入のうえ、お申込みください。

(https://oha1.heteml.net/jsoh/form_oralhealth_08/)

右の QR コードからもお申込みいただけます。



【申込期間】

2025(令和 7)年 1 月 9 日(木)15:00~3 月 7 日(金)17:00

- ・お申込み後に申込確認メールが届きます。
- ・携帯電話アドレスを使用する方は、gakkai37@kokuhoken.or.jp からのメールが受信できるよう、あらかじめ設定を行ったうえでお申込みください。
- ・確認メールが申込時に登録したメールアドレスに届かない場合は、本学会事務局までお問い合わせください。

5. 受講料 会員 2,000 円 (※実践者認定者は無料)

非会員 3,000 円

- ・参加申込後 3 日以内をめどに、本学会事務局より受講料の払込方法(振込先)を案内するメールを送信いたしますので、2025 年 3 月 17 日(月)までにお振込みください。

6. 注意事項

- ・研修を受講できるインターネット環境およびパソコン、スマホ、タブレット等の動作検証についてはご自身でご準備をお願いします。
- ・受講に伴う通信費用は各自でご負担ください。
- ・講演の録画、録音、撮影(スクリーンショット含む)、および資料の 2 次利用、詳細内容の SNS への投稿はご遠慮ください。
- ・お申込みと受講料の納入が完了した方には、研修会開催 3 日前(2025 年 3 月 19 日(木))までに研修受講用の入室 URL をメール送信いたします。
- ・修了証は、参加申込みの際にご登録いただいた住所へ後日学会事務局から郵送します。

【お問い合わせ先】

一般社団法人 日本口腔衛生学会事務局

E-mail: gakkai37@kokuhoken.or.jp

電話 : 03-3947-8891

【地域口腔保健実践者認定申請のための研修要件に関する留意事項】

- ・本制度において地域口腔保健実践者として認定されるためには、研修要件として認定申請の直近 5 年間に 10 単位の取得が必要です(研修以外の認定要件は上記 WEB サイトでご確認ください)。
- ・本研修会を 1 回受講することにより 5 単位を取得することができます。ただし、同一内容の研修会の LIVE 配信と見逃し配信を受講しても、2 回分とはならず、1 回分 5 単位のみ認定となります。
- ・一方、各研修会の際に提示される課題に対するレポートを提出(任意)し、審査に合格すると、さらに 5 単位を取得することができ、地域口腔保健実践者の認定を受けるための研修要件 10 単位を満たすことも可能となっています。
- ・本学会の非会員であっても受講が可能であり、非会員の状態で取得した単位も、入会后に認定審査を受ける際に有効となります。